

Ⅲ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

事例 1

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、
課税売上割合が95%以上の場合

〇〇市下水道事業特別会計（以下「当特別会計」といいます。）の当課税期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日、以下同じです。）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、当特別会計は適格請求書発行事業者であり、売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算（適用税率ごとの取引金額を割り戻して計算する方法）を適用しています。

また、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

○当課税期間の課税売上げ等の状況

（単位：円）

項 目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 下水道使用料収入（課税売上げ）	—	130,000,000	130,000,000
② 受益者負担金			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^{（注1）}	1,760,000	28,240,000	30,000,000
合理的な方法により補償費（不課 税）に使途が特定されたもの			100,000
③ 預金利息収入（非課税売上げ）			100,000
④ 国庫補助金収入			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^{（注1）}	1,160,000	18,840,000	20,000,000
交付要綱等において地方債の利子 の支払いに使途が特定されている もの			10,000,000
⑤ 一般会計繰入金			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^{（注1）}	900,000	14,100,000	15,000,000
合理的な方法により人件費（通勤 手当を除く。）に使途が特定され たもの			25,000,000
⑥ 消費税及び地方消費税の還付金			250,000
⑦ 課税仕入れ	5,000,000	86,000,000	91,000,000
適格請求書発行事業者からの課税 仕入れ	4,000,000	80,000,000	84,000,000
適格請求書発行事業者以外の者から の課税仕入れ（経過措置(80%控除) の適用を受けるもの）	1,000,000	5,000,000	6,000,000
適格請求書発行事業者以外の者から の課税仕入れ（経過措置(80%控除)の 適用を受けないもの ^{（注2）}	—	1,000,000	1,000,000

（注1）内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等のみに使途が特定されている金額

（注2）一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当しないもの。

○前課税期間における補助金収入の状況

当特別会計は、前課税期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日、以下同じです。）において国から補助金A及び補助金Bの交付を受けており、これらの補助金はいずれも「課税仕入れ等に係る特定収入」に該当するものとして、前課税期間において仕入控除税額の調整計算を行っていますが、当課税期間において、国に提出した実績報告書により次のとおりその用途を明らかにしました。

なお、当特別会計の前課税期間の課税売上高は5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上であり、前課税期間の仕入控除税額を「全額控除」により計算しています。また、調整割合は $\frac{60,000,000}{150,000,000}$ です。

<補助金A>

（単位：円）

項 目	税率 6.24% 適用分	税率 7.8% 適用分	合計金額
① 補助金Aにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	—	20,000,000	20,000,000
② ①のうち、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	—	200,000	200,000

<補助金B>

（単位：円）

項 目	税率 6.24% 適用分	税率 7.8% 適用分	合計金額
① 補助金Bにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	50,000	1,950,000	2,000,000
② ①のうち、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けないもの） ^(注) に係る支払対価の額	—	1,000,000	1,000,000
③ ①のうち、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	50,000	850,000	900,000

（注）一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当しないもの。

(1) 課税標準額

(下水道使用料収入)

$$130,000,000円 \times \frac{100}{110} = 118,181,818円$$

・・・計算表 1 ①B、付表1-3①-1B、付表2-3①B、第二表⑥
→ 118,181,000円 (1,000円未満切捨て)

・・・付表1-3①B

(注) 事例の場合、軽減税率 (6.24%) が適用された取引がないため、付表1-3①B欄の金額を付表1-3①C (第二表①、第一表①) 欄に、付表1-3①-1B欄の金額を付表1-3①-1C (第二表⑦) 欄にそれぞれ転記します。

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$118,181,000円 \times 7.8\% = 9,218,118円 \cdots \text{付表1-3②B、第二表⑩}$$

(注) 事例の場合、軽減税率 (6.24%) が適用された取引がないため、付表1-3②B欄の金額を付表1-3②C (第二表⑩、第一表②) 欄に転記します。

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表 1 を使用します】

調整前の仕入控除税額 (特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額) を計算します。

イ 課税売上割合

$$\frac{118,181,818円^{(注1)}}{118,181,818円^{(注1)} + 100,000円^{(注2)}} = \frac{118,181,818円}{118,281,818円} = 99.91\% \geq 95\%$$

・・・付表2-3④・⑦・⑧、第一表⑮・⑯

(1) の金額)

(注 1) 課税売上高 (税抜き) = 118,181,818円・・・計算表 1 ①C、付表2-3⑤C

(預金利息収入)

(注 2) 非課税売上高 = 100,000円・・・計算表 1 ④C、付表2-3⑥C

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 経過措置 (80%控除) の適用を受けない仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

$$4,000,000円 (\text{付表2-3⑨A}) \times \frac{6.24}{108} = 231,111円 \cdots \text{付表2-3⑩A}$$

② 税率7.8%適用分

$$80,000,000円 (\text{付表2-3⑨B}) \times \frac{7.8}{110} = 5,672,727円 \cdots \text{付表2-3⑩B}$$

③ 合計額 (①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

$$231,111円 + 5,672,727円 = 5,903,838円 \cdots \text{付表2-3⑩C}$$

(ロ) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

(a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$1,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑪A}$$

(b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$1,000,000円 \times \frac{6.24}{108} = 57,777円$$

$$57,777円 \times \frac{80}{100} = 46,221円 \cdots \text{付表2-3⑫A}$$

② 税率7.8%適用分

- (a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$5,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑪B}$$

- (b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$5,000,000円 \times \frac{7.8}{110} = 354,545円$$

$$354,545円 \times \frac{80}{100} = 283,636円 \cdots \text{付表2-3⑫B}$$

③ 合計額 (①+②)

- (a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$\begin{array}{ll} \text{(税率6.24\%適用分)} & \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 1,000,000円 & + \quad 5,000,000円 = 6,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑪C} \end{array}$$

- (b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$\begin{array}{ll} \text{(税率6.24\%適用分)} & \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 46,221円 & + \quad 283,636円 = 329,857円 \cdots \text{付表2-3⑫C} \end{array}$$

(ハ) 合計額 ((イ)+(ロ))

① 税率6.24%適用分

$$231,111円 + 46,221円 = 277,332円 \cdots \text{計算表5(1)①、付表2-3⑰A}$$

② 税率7.8%適用分

$$5,672,727円 + 283,636円 = 5,956,363円 \cdots \text{計算表5(1)①、付表2-3⑰B}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{ll} \text{(税率6.24\%適用分)} & \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 277,332円 & + \quad 5,956,363円 = 6,233,695円 \cdots \text{付表2-3⑰C} \end{array}$$

- ❖ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、付表2-3⑰欄の金額をそのまま付表2-3⑱欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高^(注)が5億円以下、かつ、課税売上割合が99.91…%ですので付表2-3⑰A欄の277,332円をそのまま付表2-3⑱A欄に、付表2-3⑰B欄の5,956,363円をそのまま付表2-3⑱B欄に、付表2-3⑰C欄の6,233,695円をそのまま付表2-3⑱C欄に記載します。

(注) 課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)を使用します。）

$$\begin{aligned} \text{特定収入の合計額}^{(\text{注})} &= \text{30,000,000円} + \text{20,000,000円} + \text{15,000,000円} \\ &= \text{65,000,000円} \cdots \text{計算表2(1)⑰A} \end{aligned}$$

(注) 次のものは「特定収入」に該当しません。

- 補助金等のうち、例えば、法令又は交付要綱等において地方債の利子の支払いに充てることとされているもの、合理的な方法により補償費（不課税）又は人件費（通勤手当を除く。）に用途が特定されたもの
- 消費税及び地方消費税の還付金（還付加算金を除く。）

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の可否を判定します。

$$\begin{aligned} \text{特定収入割合} &= \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額}^{(\text{注})} + \text{特定収入の合計額}} \\ &= \frac{\text{65,000,000円 (計算表2(1)⑰A)}}{\text{(118,181,818円 + 100,000円) (計算表1⑥C) + 65,000,000円}} \\ &= \frac{\text{65,000,000円}}{\text{183,181,818円}} = 35.5\% \text{ (小数点第4位以下切上げ)} \cdots \text{計算表3④} \\ &\rightarrow \text{特定収入割合が} \underline{5\% \text{を超えているため}}、\text{特定収入に係る調整計算を行う必要があります。} \end{aligned}$$

ハ 調整税額の計算（計算表4・5(1)を使用します。）

(イ) 税率6.24%適用分

- ① 課税仕入れ等によりのみ用途が特定されている特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）に係る税額

$$\text{3,820,000円 (計算表5(1)②)} \times \frac{6.24}{108} = \text{220,711円} \cdots \text{計算表5(1)③}$$

- ② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

全ての特定収入の用途が課税仕入れ等によりのみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

$$\text{220,711円} \cdots \text{計算表5(1)④}$$

(ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税仕入れ等によりのみ用途が特定されている特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）に係る税額

$$\text{61,180,000円 (計算表5(1)④)} \times \frac{7.8}{110} = \text{4,338,218円} \cdots \text{計算表5(1)⑤}$$

- ② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

全ての特定収入の用途が課税仕入れ等によりのみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

$$\text{4,338,218円} \cdots \text{計算表5(1)⑥}$$

(5) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算【計算表5-2を使用します】

イ 取戻し対象特定収入の判定

前課税期間に交付を受けた補助金A及び補助金Bは、課税仕入れ等に係る特定収入であり、当課税期間に実績報告書により用途を明らかにしているため、補助金A及び補助金Bについて、それぞれ「取戻し対象特定収入」に該当するか（控除対象外仕入れに係る調整の対象となるか）どうかの判定を行います（補助金A、補助金Bのそれぞれについて計算表5-2(1)を使用して判定します。）。

(イ) 補助金 A

補助金 A により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額

補助金 A により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額
200,000円 (計算表5-2(1)②)

$$= \frac{200,000}{20,000,000} \text{円 (計算表5-2(1)①)}$$

(注) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 1\% \cdots \text{計算表5-2(1)③}$$

→ 5%以下のため、補助金 A は「取戻し対象特定収入」に該当しません。

よって、控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

(ロ) 補助金 B

補助金 B により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額

補助金 B により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額
1,900,000円 (計算表5-2(1)②)

$$= \frac{1,900,000}{2,000,000} \text{円 (計算表5-2(1)①)}$$

(注) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 95\% \cdots \text{計算表5-2(1)③}$$

→ 5%を超えているため、補助金 B は「取戻し対象特定収入」に該当します。

よって、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

□ 控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算 (計算表5-2(2)を使用します)

(イ) 「1-取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合」の計算

取戻し対象特定収入に該当する補助金 B の交付を受けた課税期間である前課税期間の調整割合

$$= \frac{60,000,000}{150,000,000} \cdots \text{計算表5-2(2)①}$$

$$1 - \frac{60,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)①)} = \frac{90,000,000}{150,000,000} \cdots \text{計算表5-2(2)②}$$

(ロ) 経過措置 (80%控除) の適用を受けない控除対象外仕入れ

① 税率6.24%適用分

該当なし

② 税率7.8%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 1,000,000円 $\cdots$ 計算表5-2(2)⑤

$$1,000,000 \text{円 (計算表5-2(2)⑤)} \times \frac{7.8}{110} = 70,909 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑥}$$

控除対象外仕入れに係る調整対象額

$$= 70,909 \text{円 (計算表5-2(2)⑥)} \times \frac{90,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)②)}$$

$$= 42,545 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑦}$$

(ハ) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ

① 税率6.24%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 50,000円 $\cdots$ 計算表5-2(2)⑧

$$50,000 \text{円 (計算表5-2(2)⑧)} \times \frac{6.24}{108} = 2,888 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑨}$$

$$2,888 \text{円 (計算表5-2(2)⑨)} \times \frac{90,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)②)} = 1,732 \text{円}$$

$$\cdots \text{計算表5-2(2)⑫}$$

$$\text{控除対象外仕入れに係る調整対象額} = 1,732 \text{円 (計算表5-2(2)⑫)} \times \frac{20}{100}$$

$$= 346 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑬}$$

② 税率7.8%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 850,000円・・・計算表5-2(2)⑩

850,000円(計算表5-2(2)⑩) $\times \frac{7.8}{110} = 60,272$ 円・・・計算表5-2(2)⑪

60,272円(計算表5-2(2)⑪) $\times \frac{90,000,000}{150,000,000}$ (計算表5-2(2)②) = 36,163円
・・・計算表5-2(2)⑫

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 36,163円(計算表5-2(2)⑫) $\times \frac{20}{100}$
= 7,232円・・・計算表5-2(2)⑬

(二) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

① 税率6.24%適用分

0円(計算表5-2(2)⑦) + 346円(計算表5-2(2)⑬) = 346円・・・計算表5-2(2)⑭

② 税率7.8%適用分

42,545円(計算表5-2(2)⑦) + 7,232円(計算表5-2(2)⑬) = 49,777円
・・・計算表5-2(2)⑮

(6) 控除対象仕入税額の計算【計算表5を使用します】

イ 税率6.24%適用分

(イ) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

上記(5)の計算方法により算出した控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額を計算表5-2(2)⑮から転記します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 346円・・・計算表5(1)⑩

(ロ) 控除対象仕入税額

調整前の仕入控除税額に控除対象外仕入れに係る調整対象額を加算し、調整税額を差し引いて、控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額 = $\frac{\text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(ハ)①)}}{277,332\text{円}} + \frac{\text{(⑥イ(イ)の金額)}}{346\text{円}} - \frac{\text{(④ハ(イ)②の金額)}}{220,711\text{円}}$
= 56,967円
・・・計算表5(1)⑪、付表2-3⑥A、付表1-3④A

ロ 税率7.8%適用分

(イ) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

上記(5)の計算方法により算出した控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額を計算表5-2(2)⑮から転記します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 49,777円・・・計算表5(1)⑩

(ロ) 控除対象仕入税額

調整前の仕入控除税額に控除対象外仕入れに係る調整対象額を加算し、調整税額を差し引いて、控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額 = $\frac{\text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(ハ)②)}}{5,956,363\text{円}} + \frac{\text{(⑥ロ(イ)の金額)}}{49,777\text{円}} - \frac{\text{(④ハ(ロ)②の金額)}}{4,338,218\text{円}}$ = 1,667,922円
・・・計算表5(1)⑪、付表2-3⑥B、付表1-3④B

ハ 合計額(イ+ロ)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

56,967円 + 1,667,922円 = 1,724,889円・・・付表2-3⑥C、付表1-3④C、第一表④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準に対する消費税額) (控除対象仕入税額)
 (2) (6)ハ
 $9,218,118円 - 1,724,889円 = 7,493,229円$
 $7,493,229円 \rightarrow 7,493,200円$ (100円未満切捨て)
 ・ ・ ・ 付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)
 $7,493,200円 - 0円 = 7,493,200円$ ・ ・ ・ 第一表㉑

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

(消費税の差引税額)
 $7,493,200円 \times \frac{22}{78} = 2,113,466円$
 $2,113,466円 \rightarrow 2,113,400円$ (100円未満切捨て) ・ ・ ・ 付表1-3㉒、第一表㉔

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)
 $2,113,400円 - 0円 = 2,113,400円$ ・ ・ ・ 第一表㉔

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)
 $7,493,200円 + 2,113,400円 = 9,606,600円$ ・ ・ ・ 第一表㉕

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C
			円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	①		118,181,818	118,181,818
	課税標準額に対する消費税 額の計算の特例適用の課税 売上げ	②			
免税売上げ（輸出取引等）			③		
非課税売上げ			④		100,000
国外における資産の譲渡等の対価の額			⑤		
資産の譲渡等の対価の額の合計額			⑥		計算表 3 ①、計算表 4 ①へ 118,281,818

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください（課税売上割合を計算する場合とは異なります。）。
 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内 容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入 A	うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等」 に係る特定収入)	うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等」 に係る特定収入)	A - (B + C) (「課税仕入れ等」 に係る特定収入以外 の特定収入)
				B	C	D
租 税	①	円	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	30,000,000	20,000,000	1,160,000	18,840,000	0
他会計からの繰入金	③	40,000,000	15,000,000	900,000	14,100,000	0
寄 附 金	④					
出資に対する配当金	⑤					
保 険 金	⑥					
損 害 賠 償 金	⑦					
会 費 ・ 入 会 金	⑧					
喜 捨 金	⑨					
債 務 免 除 益	⑩					
借 入 金	⑪					
出 資 の 受 入 れ	⑫					
貸 付 回 収 金	⑬					
受 益 者 負 担 金	⑭	30,100,000	30,000,000	1,760,000	28,240,000	0
消 費 税 還 付 金	⑮	250,000	0			0
	⑯					
合 計	⑰	100,350,000	計算表 3 ②へ 65,000,000	計算表 5 (1) ②、(3) ②へ 3,820,000	計算表 5 (1) ④、(3) ④へ 61,180,000	計算表 4 ②へ 0

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表 3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表 1 ⑥C）	①	円 <i>118,281,818</i>
特定収入の合計額（計算表 2 (1)⑰A）	②	<i>65,000,000</i>
分母の額（①＋②）	③	<i>183,281,818</i>
特定収入割合（②÷③）	④	<i>35.5</i> %

（注） ④欄は、小数点第 4 位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



○ 特定収入割合が

- ・ 5 %を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表 4、5」の作成を行います。
- ・ 5 %以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表 4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表 1 ⑥C）	①	円 <i>118,281,818</i>
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表 2 (1)⑰D）	②	<i>0</i>
分母の額（①＋②）	③	<i>118,281,818</i>
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表 5 (1)⑦、(2)⑭、(3)⑨へ <i>0</i> <i>118,281,818</i>

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円 277,332	円 5,956,363
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表 2 (1) ⑩B）	②	3,820,000	
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	220,711	
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表 2 (1) ⑩C）	④		61,180,000
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤		4,338,218
①－③、①－⑤	⑥	①－③ 56,621	①－⑤ 1,618,145
調整割合（計算表 4 ④）	⑦	0 118,281,818	
⑥×⑦（1円未満の端数切捨て）	⑧	0	0
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③＋⑧、⑤＋⑧）	⑨	③＋⑧ 220,711	⑤＋⑧ 4,338,218
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表 5－2 (2) ⑩、計算表 5－2 (3)－1⑩、計算表 5－2 (4)－1⑩）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑩	346	49,777
控除対象仕入税額（①＋⑩－⑨）	⑪	56,967	1,667,922

(注) ⑥、⑧、⑨、⑪欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑪欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2－3」の⑩A欄及び「申告書付表 1－3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・ マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2－3」の⑩B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑪欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2－3」の⑩B欄及び「申告書付表 1－3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・ マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2－3」の⑩B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

計算表 5－2 (1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金A
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

内 容	判 定
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	① 円 20,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	② 200,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③ % 1

計算表 5－2 (1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金B
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

内 容	判 定
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	① 円 2,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	② 1,900,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③ % 95

計算表 5-2 (2) 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	①	$\frac{60,000,000}{150,000,000}$
1-①	②	$\frac{90,000,000}{150,000,000}$

28年改正法附則第52条第1項（80%控除）又は第53条第1項（50%控除）の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率6.24%）の合計額	③	円	
③ × $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	④		
控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率7.8%）の合計額	⑤		円
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑥		1,000,000
控除対象外仕入れに係る調整対象額（④×②、⑥×②） （いずれも1円未満の端数切捨て）	⑦	④×②	⑥×②
			42,545

※ ③、⑤欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

28年改正法附則第52条第1項（80%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項（80%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率6.24%）の合計額	⑧	50,000	
⑧ × $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨	2,888	
28年改正法附則第52条第1項（80%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率7.8%）の合計額	⑩		850,000
⑩ × $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑪		60,272
⑨×②、⑪×②（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑫	⑨×②	⑪×②
		1,732	36,163
控除対象外仕入れに係る調整対象額（⑫× $\frac{20}{100}$ ） （1円未満の端数切捨て）	⑬	346	7,232

28年改正法附則第53条第1項（50%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第53条第1項（50%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率6.24%）の合計額	⑭		
⑭ × $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑮		
28年改正法附則第53条第1項（50%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額（税率7.8%）の合計額	⑯		
⑯ × $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑰		
⑮×②、⑰×②（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑱	⑮×②	⑰×②
控除対象外仕入れに係る調整対象額（⑱× $\frac{50}{100}$ ） （1円未満の端数切捨て）	⑲		

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額（⑦+⑬+⑲）	⑳	346	49,777
-----------------------------	---	-----	--------

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和6・4・1～令和7・3・31	氏名又は名称	〇〇市下水道事業特別会計
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	円 000	円 118,181, 000	円 ※第二表の①欄へ 118,181, 000
	①課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	②			
消費税額		※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ
控除過大調整税額		(付表2-3の②・③A欄の合計金額)	(付表2-3の②・③B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除	控除対象仕入税額	(付表2-3の④A欄の金額)	(付表2-3の④B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	56,967	1,667,922	1,724,889
税	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤		※第二表の⑩欄へ
	①			
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ
	②			
額	貸倒れに係る税額			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	56,967	1,667,922	1,724,889
控除不足還付税額 (⑦-②-③)				※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)				※第一表の⑨欄へ
地方と消費税の課税標準額				7,493,200
還付	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の②及び③欄へ
	差引税額 (⑨)	⑪		※第一表の⑩欄へ ※第二表の②及び③欄へ
割	還付額	⑫		7,493,200
	納税額	⑬		※⑩C欄×22/78 ※第一表の⑩欄へ
額				(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ
				2,113,400

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

		課 税 期 間		令和6・4・1～令和7・3・31		氏 名 又 は 名 称		〇〇市下水道事業特別会計	
項 目				税 率 6.24 % 適 用 分		税 率 7.8 % 適 用 分		合 計	
				A		B		(A+B)	
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)			①	円	円	円		
	免 税 売 上 額			②					
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額			③					
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)			④				※第一表の⑤欄へ	
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)			⑤					
	非 課 税 売 上 額			⑥					
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)			⑦				※第一表の⑤欄へ	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)				⑧				[99.9%]	※端数 切捨て
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)			⑨	4,000,000	80,000,000	84,000,000		
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額			⑩	231,111	5,672,727	5,903,838		
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)			⑪	1,000,000	5,000,000	6,000,000		
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額			⑫	46,221	283,636	329,857		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額			⑬				※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額			⑭			(⑬B欄×7.8/100)		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額			⑮					
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			⑯					
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)				⑰	277,332	5,956,363	6,233,695		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)				⑱	277,332	5,956,363	6,233,695		
課 5 課 95 税 億 税 % 売 未 円 上 満 超 割 の 高 又 合 が は 合 の 控 除 調 税 額 整 差 引	個 別 対 応 方 式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲						
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑳						
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(㉑×④/⑦)〕	㉑						
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰×④/⑦)			㉒					
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			㉓					
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			㉔					
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額			㉕					
	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がプラスの時			㉖	※付表1-3の④A欄へ 56,967	※付表1-3の④B欄へ 1,667,922	1,724,889		
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がマイナスの時			㉗	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ			
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉘	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

納税地	〇〇市〇〇区中央1-1-1 (電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)
(フリガナ)	マルマルシゲダスイドウジギョウトクベツカイケイ
法人名	〇〇市下水道事業特別会計
(フリガナ)	コウキョウ イチロウ
代表者氏名	公共 一郎

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52

自 令和 〇 6 年 〇 4 月 〇 1 日
至 令和 〇 7 年 〇 3 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

法人用
第二表
令和四年四月一日以後終了課税期間分

課 税 標 準 額		①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
※申告書(第一表)の①欄へ				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適用分	②		01
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	1 1 8 1 8 1 8 1 8	06
		⑦	1 1 8 1 8 1 8 1 8	07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消 費 税 額	⑪		
※申告書(第一表)の②欄へ		9 2 1 8 1 1 8	21
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫	22
	4 % 適用分	⑬	23
	6.3 % 適用分	⑭	24
	6.24 % 適用分	⑮	25
	7.8 % 適用分	⑯	9 2 1 8 1 1 8 26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰	
※申告書(第一表)の⑤欄へ			31
⑰ の 内 訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	33

地 方 消 費 税 の 課税標準となる 消 費 税 額 (注2)		⑳	7 4 9 3 2 0 0 41
	4 % 適用分	㉑	42
	6.3 % 適用分	㉒	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	7 4 9 3 2 0 0 44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日		〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇市〇〇区中央1-1-1 (電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
(フリガナ)	マルマルシゲスイドウジギョウトクベツカイケイ	
法人名	〇〇市下水道事業特別会計	
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 2 〇 〇 〇 〇 3 〇 〇 〇 〇	
(フリガナ)	コウキョウ イチロウ	
代表者氏名	公共 一郎	

※	所管	要否	整理番号					
税務署処理欄	申告年月日	令和		年		月		日
	申告区分	指導等	庁指定	局指定				
	通信日付印	確認						
	年	月	日					
	指導	年	月	日	相談	区分1	区分2	区分3
	令和							

法人用

第一表

自 令和 06 年 04 月 01 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 07 年 03 月 31 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	03
消費税額	②	9 2 1 8 1 1 8	06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	④	1 7 2 4 8 8 9	08
	⑤		09
	⑥		10
	⑦	1 7 2 4 8 8 9	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	7 4 9 3 2 0 0	15
中間納付税額	⑩		16
納付税額	⑪	7 4 9 3 2 0 0	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
課税売上割	⑭	1 1 8 1 8 1 8 1 8	20
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	1 1 8 2 8 1 8 1 8	21
資産の譲渡等の対価の額	⑯		22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	7 4 9 3 2 0 0	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	2 1 1 3 4 0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑		55
納付譲渡割額	㉒	2 1 1 3 4 0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	9 6 0 6 6 0 0	60

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
参考事項	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	一括比例配分方式	41
項	基準期間の課税売上高	98,457 千円		
還す付る金受取	銀行	本店・支店		
	金庫・組合	出張所		
	農協・漁協	本所・支所		
預金	口座番号			
ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-		
郵便局名等				
※	(個人の方) 公金受取口座の利用			
※	税務署整理欄			
税理士名	(電話番号 - -)			
税理士法第30条の書面提出有				
税理士法第33条の2の書面提出有				